

死因究明制度に関するワーキングチームの 検討状況について

第1回 死因究明制度に関するワーキングチーム

〔平成23年8月4日（木）
13：30～14：00
官邸3階南会議室〕

議 事 次 第

1. 開会
2. 議長挨拶（仙谷内閣官房副長官）
3. 議題
 - (1) 死因究明制度に関するワーキングチーム幹事会の設置について
 - (2) 死因究明に関する現状とこれまでの検討状況について
 - (3) 今後の検討事項及び検討スケジュールについて
4. 意見交換
5. 副議長挨拶（瀧野内閣官房副長官）
6. 閉会

〈配付資料〉

- 資料1 死因究明制度に関するワーキングチームの設置について
死因究明制度に関するワーキングチーム幹事会（案）
- 資料2 死因究明に関する現状とこれまでの検討状況について
- 資料3 今後の検討事項（案）
- 資料4 検討スケジュール（案）

死因究明制度に関するワーキングチームの設置について

平成23年7月26日

犯罪対策閣僚会議申合せ

- 1 我が国の死因究明制度の現状は、必ずしも十分なものとは言い難く、近年においても、犯罪死を見逃した事案が見受けられることから、関係省庁が緊密に連携し、在るべき死因究明制度について検討・構築するため、「死因究明制度に関するワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（政務）
副議長	内閣官房副長官（事務）
構成員	内閣官房副長官補（内政）
	内閣官房内閣審議官
	警察庁刑事局長
	法務省刑事局長
	文部科学省高等教育局長
	厚生労働省医政局長
	海上保安庁次長
- 3 ワーキングチームの下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 ワーキングチームの庶務は、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

死因究明制度に関するワーキングチーム幹事会（案）

議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）

構成員 警察庁刑事局刑事企画課長

警察庁刑事局捜査第一課長

法務省刑事局刑事課長

文部科学省高等教育局医学教育課長

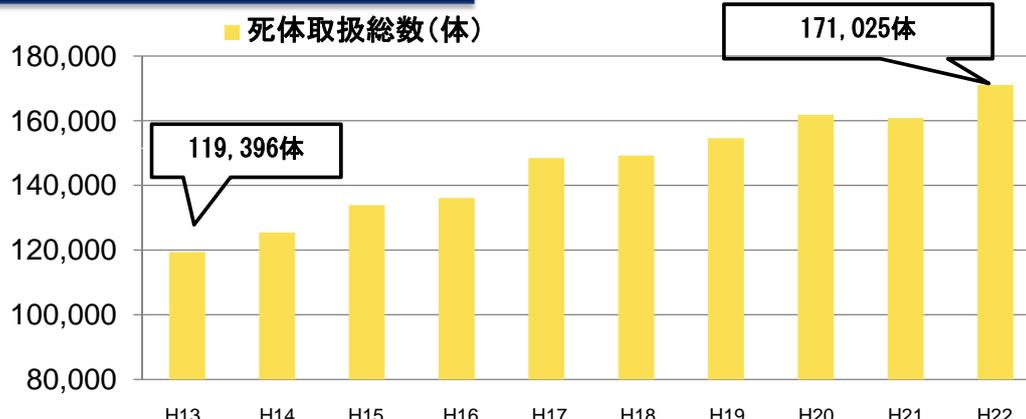
厚生労働省医政局医事課長

海上保安庁警備救難部刑事課長

死因究明に関する現状とこれまでの検討状況について

1 死因究明に関する現状

警察における死体取扱総数の増加



犯罪死の見逃し事案の発覚

- 平成10年以降**43件**の犯罪死見逃し事案が発覚。平成19年には、いわゆる時津風部屋事件※が発生し、死因究明に対する社会的関心が高まる。

※ 大相撲の時津風部屋において、稽古と称して暴行を加えられた力士が死亡した事案について、当初、警察が病死と判断したが、遺族からの強い要望により解剖が行われ、犯罪死であることが判明したものの。

1

2 これまでの検討状況

H22. 1 警察庁において「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会」を設置

H22. 7 中間取りまとめ(刑事調査官の増員、装備資機材の一層の活用等、早急に対応策を講じるべき事項について提言)

H23. 4 最終報告「犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について」を公表

問題点

- 解剖
 - ・ 解剖医の不足から解剖率が低い
 - ・ 犯罪性が不明な場合の解剖を行う制度が構築されていない
 - ・ 薬毒物検査が十分行われていない
- 検案
 - ・ 法医学的知見が必ずしも十分と言えない医師が死体の外表検査のみで死因等を判断し、解剖の要否等について警察官に助言
- 検視・死体見分
 - ・ 警察官の法医学的知見が不足

提言

- 法医解剖制度(仮称)の創設
- 法医学研究所(仮称)の設置
- 法医学的検査の導入
- 解剖医体制の強化
- 薬毒物検査の拡充
- 検案の高度化
- 検視・死体見分の高度化
- 身元確認の高度化
- 死体関連初動捜査力の向上

2

今後の検討事項（案）

① 法医解剖制度（仮称）の創設及び法医学研究所（仮称）の設置

犯罪によるものかどうか不明な死体について、遺族の承諾がない場合でも解剖を実施できるようにするため、新たに法医解剖制度を創設し、同制度に対応するための組織として法医学研究所を設置

② 法医学的検査の導入

警察が死体を取り扱う際に薬毒物の影響や死体内部の異常を把握できるようにするため、遺族の承諾がない場合でも必要な検査を実施できるようにすることを検討

③ 解剖医体制の強化

諸外国と比べても低い我が国の解剖率を引き上げるため、解剖医の体制について検討

④ 薬毒物検査の拡充

新たに創設される法医解剖を行う際にも薬毒物検査を実施することを検討

⑤ 検案の高度化

法医学的知見を有する医師が検案に専従することを可能とする方策について検討

⑥ 検視・死体見分の高度化

現在検視の対象となっていない一定の死体について検視の対象とし、それによる事務量の増加に対応するため、事務の合理化を行うことを検討

⑦ 身元確認の高度化

死体の状態等から身元確認が困難な場合であっても迅速・的確に身元確認を実施するための方策について検討

⑧ 死体関連初動捜査力の向上

警察が死体を取り扱う際、各種初動捜査が迅速・的確に行うことができる方策を検討

検討スケジュール（案）

- 23年 7 月 26 日 ワーキングチーム設置の犯罪対策閣僚会議申合せ
- 23年 8 月 4 日 第 1 回ワーキングチーム
○ 今後の検討事項等について
- 23年11月 目途 第 2 回ワーキングチーム
① 法医解剖制度（仮称）の創設及び法医学研究所（仮称）の
設置について
② 法医学的検査の導入について
- 23年12月 目途 犯罪対策閣僚会議へ①②の検討状況を報告
- 24年 5 月 目途 第 3 回ワーキングチーム
③ 解剖医体制の強化について
④ 薬毒物検査の拡充について
⑤ 検案の高度化について
⑥ 検視・死体見分の高度化について
⑦ 身元確認の高度化について
⑧ 死体関連初動捜査力の向上について
- 24年 6 月 目途 犯罪対策閣僚会議へ③～⑧の検討状況を報告
- 24年11月 目途 第 4 回ワーキングチーム
○ ワーキングチームの検討結果の取りまとめ
- 24年12月 目途 犯罪対策閣僚会議へワーキングチームの検討結果を報告

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方について(最終取りまとめ)の骨子

法医学解剖制度の創設

現行

司法解剖 8,014体(犯罪の疑いのある死体)
刑事訴訟法第225条

+

監察医解剖+ 承諾解剖 11,069体
(公衆衛生上の必要) 死体解剖保存法第7、8条

H10~ 犯罪死見逃し43件(死因を誤った事案22件)

解剖率 11%(全国)

提言

司法解剖

+

法医学解剖(新規立法)
・犯罪によるものか否か不明の死体
・目的: 犯罪死の見逃し防止・署長が解剖機関の長と協議
・遺族承諾不要・国費・薬毒物検査実施

+

監察医解剖・承諾解剖

解剖率 20%(東京都20%、独19%) → 50%(英46%、スウェーデン90%、フィンランド78%、豪54%)

法医学研究所の設置

大学法医学教室 89機関 140名
司法解剖+ 承諾解剖

+

監察医機関5都市

解剖医体制の強化 170人

大学法医学教室等

+

法医学研究所(警察・厚労省)
国の機関、都道府県ごと

法医学解剖 + 公衆衛生目的解剖

当面は法医学教室・監察医機関を指定

法医学定員増、医師研修制度等

薬毒物検査の拡充

法医学的検査の導入

検視・死体見分(外表) + 検案(外表)

死体内部の異常不明 薬毒物の影響不明(H10~ 薬毒物使用の見逃し事案は11件、うち遺族によるもの7件)

検査職員の増員(法医学教室、科捜研等)

検視・死体見分(外表) + 検案(外表) + 法医学的検査
簡易薬毒物検査
CT検査(遺族承諾不要)
公費

検案の高度化

検案医4,000人(臨床医、診察・診療の傍ら)
検案料は遺族負担等

専門検案医制度の創設
公務員として採用(法医学研究所等)

当面は
・検案医指定制度(公安委が適任者を指定)
・法医学教室在籍者による検案・検案料は公費負担

身元確認の高度化

検視・死体見分の高度化等

検視 18,333体(10.7%)
死体見分 15万1,808体(88.8%)
(犯罪死の見逃し43件中30件は死体見分のみ)

警察において身元不明死体のデータベース構築

検視 焼死体、腐乱死体、白骨死体、身元不明死体
窒息死、外傷のある死体、中毒死、若年者の病死
を原則検視対象に(60,000体)

検視官臨場率 27.8% (検視官の増員221 553 補助者の増員 358 800) → 50% → 100% (研修の充実等)

